

移動スマホ教室



次の日程で、移動スマホ教室を開催します。

開催日	場所	時間	11:00～12:00	12:30～13:30	14:30～15:30	16:00～16:45
6月19日	矢部保健福祉センター 千寿苑		1	2	3	個別 相談
6月26日	蘇陽支所		Android 基礎	Android 応用	マイナポータルの 活用	

- 講座内容：1 基礎（地図、カメラ、QRコードの利用）、2 応用（インターネット、音声操作等）
3 マイナポータル活用（オンライン手続きに関する方法）
※マイナンバーカードをご持参ください。

- 対象者：町内在住者（年齢制限なし）

- 費用：無料

- 定員：各回3名（個別相談のみ各回1名）
※スマートフォンは貸出用を使用します。

- 申込方法：企画政策課（☎72-1214）
右QRコード
休日用申込電話番号（9:00～17:00）
（☎0800-111-9442）

- 申込期限：開催日前日

問合せ 企画政策課 ☎72-1214

【申込フォーム】



再エネ・省エネ補助金始めます

令和6年度に新しく次の2つの補助金を始めます。（※どちらも購入・設置前に申請が必要です）

【省エネ家電購入促進事業】

期 間 12月31日までに購入する家電が対象

対象者 町内に住所を有し、自らが居住する住宅で使用する省エネ家電を購入する方

対象家電 エアコン・電気冷蔵庫・テレビ
※省エネエネルギー基準達成率が100%以上のもの



補助金額 対象経費の1/2（上限50,000円）

主な要件
・町内に事業所を有する販売業者から購入すること
・1世帯につき1台限り
・町税等の滞納がないこと
詳細はこちらから



【自家消費型再エネ導入事業】

対象者 町内に住所を有し、自らが居住する住宅に太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置する方

補助金額
▶太陽光発電システム
1kw 当たり 70,000 円
▶蓄電池システム
蓄電池システムの価格の 1/3

主な要件
・太陽光と蓄電池を既に設置している者でないこと
・太陽光と蓄電池をセットで導入すること
・FIT による売電はできません
・自家消費率 30% 以上
・町税等の滞納がないこと
詳細はこちらから



問合せ 環境水道課 ☎72-4002

【個人住民税(町・県民税)の定額減税について】



個人住民税（町・県民税）の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。詳細は以下のとおりです。

定額減税額（特別税額控除額）

納税義務者本人の定額減税の額は、次の金額の合計額です。
ただし、その合計額が個人住民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

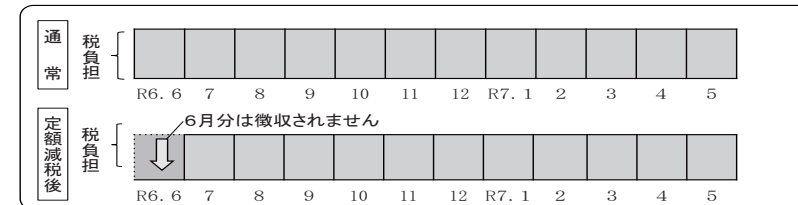
1. 納税義務者本人…1万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）…1人につき1万円

定額減税が適用される条件

1. 令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下
2. 所得割の納税義務者 ※全ての税額控除（寄附金税額控除や住宅ローン控除など）を適用後に所得割額がない場合は、定額減税はありません。

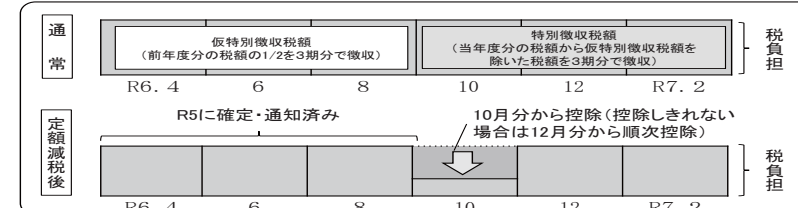
定額減税の実施方法

1. 給与から個人住民税が差し引かれる方（給与所得に係る特別徴収）



定額減税（特別税額控除）後の税額を11分割し、7月分～令和7年5月分の給与で天引きを行います。
※定額減税が適用されない方は、通常どおり6月分～令和7年5月分で給与から天引きを行います。

2. 公的年金等から個人住民税が差し引かれる方



10月支払分の公的年金等から定額減税を行います。控除しきれない場合は、12月支払分以降の税額から順次控除します。

3. 納付書や口座振替などでお支払いいただく方（普通徴収）



第1期（6月末納期限分）の税額から定額減税を行います。控除しきれない場合は、2期（7月末納期限分）以降の税額から順次控除します。

4. その他

- 減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄をご確認ください。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は次の2次元コードから内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。



定額減税 特設サイト
所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら



（注）所得税の定額減税に関する情報は国税庁のホームページをご確認ください。

問合せ 税務住民課 ☎72-1128